

第 4 日

1. 令和2年12月11日午前10時00分招集
2. 令和2年12月11日午前10時00分開会
3. 令和2年12月11日午後3時35分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池 恭一
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
-------	---------	-----	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 淵 康 彦	病 院 事 務 部 長	池 上 圭 造
特 養 施 設 長	樋 口 幸 広		
12. 議事日程
 - 日程第1 議案第80号 和水町職員の降給に関する条例の制定について
 - 日程第2 議案第81号 和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について
 - 日程第3 議案第82号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - 日程第4 議案第83号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第84号 和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定に

ついて

- 日程第6 議案第85号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第9号）
日程第7 議案第86号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第87号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第88号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算
（第4号）
日程第10 議案第89号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第90号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第91号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第92号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第93号 財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）
日程第15 議案第94号 財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）
日程第16 議案第95号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）
日程第17 議案第96号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）
日程第18 議案第97号 指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流セン
ター及び和水町緑彩館）
日程第19 議案第98号 町道の路線認定について
追加日程第1 議案第99号 工事請負変更契約の締結について
日程第20 閉会中の継続審査について
日程第21 閉会中の継続調査について

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 議案第80号 和水町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第80号「和水町職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第80号「和水町職員の降給に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第81号 和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について

○議長(蒲池恭一君) 日程第2、議案第81号「和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第81号「和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第82号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(蒲池恭一君) 日程第3、議案第82号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第82号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ

いて」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第83号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第4、議案第83号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第83号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号 和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、議案第84号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番(池田龍之介君) 10番、池田です。条文の文言のことですけれども、3ページですね、第12条の1項目ですね。利用保護者は別表に定める使用料を町長に支払わなければならない。意味からすると分かるんですけれども、町長によって表現をですね、事業管理者とか、そういった方向に変えたほうがいいと思うんですよね。これは町長個人が取るような表現になっていると思うわけですね。町長個人が取るわけじゃないわけでしょう。町が、町に納めるという意味合いですからですね、だから町長という文言をここでするよりも、事業管理者とか、そういった文言の表現に変えたほうがいいんじゃないかなと思うわけですね。

それと、あと1点、5ページの表のこと、使用料についてですけれども、夏季休業期間(期間中の土曜日含む)の中でですね、下段の期間中の一部を利用する場合、一日1,000円、上限1万円と、結局上限は十日ということだと思うんですけれども、この利用者を特定しているのは、一番上、学校開校日、通常利用されている方々の児童に当たるのか。それとも、この学校開校日を

利用しない利用者に当たるのか。その2点、まず、お伺いします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時8分

再開 午前10時14分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、12条のところの利用保護者は別表に定める使用料を町長に支払わなければならないというところは、事業管理者に変更すべきではないかという御指摘でございますが、一応、使用料につきましての権限は、町長となっております、ここは町長で妥当であると判断しております。

その4ページのですね、17条になりますが、利用料金等の收受のところ、この使用料につきましては、指定管理者がお金を徴収してもいいよというところで、条件がありますので、ここで指定管理者に置き換えるというところの条件になります。

それと、別表の5ページですが、使用料のところの夏季休業期間のところの上限1万円の区分はどうなっているのかというところですが、ここはあくまでも夏休み期間中のみの上限であります。

以上になります。

○議長（蒲池恭一君） ということは、日頃使っている人たちも関係なく同じ料金ということですか。

○健康福祉課長（坂口圭介君） 夏休み期間中でも、途中入所対象の方々がいらっしゃって、その方々が五日間利用されたら5,000円ですよと。

○議長（蒲池恭一君） 日頃使っている方も一緒ということですね。

○健康福祉課長（坂口圭介君） そういう解釈になります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） もうちょっと細分化したほうがいいと思うとですよ。なぜかという、学校開校日に利用されている方々についての特典というか、そういうのが全然、この料金表の中には現れていないと思うわけですよ。全然利用していない人がですね、夏休み期間中だけ利用されるというのを料金が1日1,000円で上限1万円と、十日ぐらいしか預かりませんよという意味合いだろうと思うわけですよ。そうすると、通常、利用されている方も全部はいかなくても、1日何日かいったときに1,000円取られるわけでしょう。今の言い方から、説明からすると。そうすると、通常払われている人からするとですよ、期間全部にすると1万円ということですから

ども、夏休みは三十何日か、40日弱あるわけですね。40日として計算して1日250円ですよ。そうすると、通常利用されていない方々が利用されるのを十日とすると、約4倍の負荷がかかっているわけですね。だから、それは私は結構だろうと思うんですけども、通常、利用されている方々の児童がたまたま夏休みだから、家におろうということでおったとしてですね、急遽、親もいなく、じきにちょっと預けようかいうときに、同じ1日1,000円というのがですね、ちょっと日頃利用されていない児童と日頃から利用している児童、その差はつけてやるべきじゃないかなと思うわけですね。

○議長（蒲池恭一君） それで質問を受けますか。

○10番（池田龍之介君） それと、時間外ですよ。時間外が1日100円ということでありませうけれども、これは開校日にしても、休業日にしても一緒なんですか。その2点ちょっと。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫かな。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 御質問にお答えいたします。

別表の一覧表、若干分かりづらいところの御指摘も踏まえてですね、はい。いろんな利用面で優遇するべきではないかというところの御質問だったと思いますが、確かに、兄弟等の半額とかですね、そういう条件はつけておりますが、一応、この内容でいきたいというふうに考えております。

それと、時間外利用につきましては、朝早くの時間外という形のものでございます。学校開校日になります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 開校日以外はない。時間外は。

○健康福祉課長（坂口圭介君） 朝7時からの預かりなので。

○議長（蒲池恭一君） 開校日以外のところはついで、もう3回しかできんけんたい、分かる。今のところ時間外についてですね、開校日以外のときの時間外って発生するのか、発生しないのか。

それと、それに対して発生するんなら同じ金額なのか。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） お答えいたします。

時間外利用のところは、学校開校日のみの時間外となります。よろしく申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それではですね、ここに時間外の使用欄、使用の後にですね、これは学校開校日のみというような表現を入れていたほうが、利用される保護者の方々にですね、はっきり分かるんじゃないかなと思いますけれども、休校日については、何時から何時までというような表現をですね、したほうが利用、保護者の方々にははっきり分かれると思うわけですね。そういったやっぱり表現、細かい心配りをですね、しないとただただこれだけの表示であればで

すね、表現であれば誤解される面が出てくると思うわけですね。だから、そのところをちょっと注意してほしいと思います。

私は、期間中の一部を利用する場合っていうのは、やはり差をつけるような細分化をしたほうがいいと思うんですけども、そのところをですね、今後、検討していただくようお願いして、質疑を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

まず、先ほど私のほうが答弁いたしました内容につきまして、訂正のほうをお願いしたいと思います。

学校休業日、学校開校日どちらかという御質問でございましたが、学校休業日でございます。失礼いたしました。

あと、いろいろ今、御指摘あった内容につきましては、内規規定を設けまして整備を図りたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 11番、森です。指定、この指定管理者のですね、管理期間がどうなっているのか。定め条項がちょっと見当たらないものですから、その辺を一点お尋ねしたいと思います。

それから、

○議長（蒲池恭一君） 副議長、すみません。もう一回言うてもろていいですか。

○11番（森潤一郎君） 指定管理者のですね。

○議長（蒲池恭一君） マイクがあがとらんかった。すみません、マイク。

○11番（森潤一郎君） ごめんなさい。指定管理者のですね、期間の定めが載ってる条項がちょっとないものですから、その辺どうなっているのか、1点。

それから、もし、指定管理者の期間が2年とか、あるいは3年とか、どういう運用の仕方をされるのか。その辺がどこで判断、見て判断をすればいいのか。ちょっと分からないところがあるものですから、お尋ねをします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 指定管理者の定め期間のですね。期間が入っていないという御指摘でございます。この期間につきましては、募集要項の中のところで3年間という定めをしております。これも内規等で定められたら整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 3年ということであれば、ずっと3年でいくというような、当面は3年でいくというふうな理解の仕方をしていいわけですかね。これが、その極端に言うたら2年になるとか、あるいは4年になるとか。そういう変更というのは、その都度何か条例を変更しながら対応されるのかどうか。その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 森議員の御質問にお答えいたします。

今回の令和3年から令和5年は、3年間で行いたいと思います。

いろいろインターネット上でほかの自治体の指定管理者あたりの状況も、5年という長いところで5年とか、そういうところもあります。今後ですね、状況を見定めながら、そこはまた考えていきたいと思いますが、今回御提案する内容につきましては3年間というところをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

いいですか、11番はいいですね。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 2ページの条例の中の第8条の中にですね、利用資格ですね。この和水町の小学校と、小学校にいつている人というような規定がっておりますが、私は、附則の中にですね、急急的な外部の子供さんあたりが夏休みとか、冬休みとか、休日とかというようなときに、利用できるようなシステムづくりっていうやつも入れておくべきではなかろうかと、私は思います。夏休みの期間に、特に何かあったと。そのときには、町外の人もしっかり利用できる、仮に里帰りをしとって何かがあったとか、子供を第2子とか、3子とか、その子供さんを生むために来て、あと一人の上の人たちを連れてきたと、そのときにはしゃんむり必要性があるというようなこともあろうかと思えます。そういうところですね、附則の中に町長の判断により許可をするというような文言等を入れておいたならば、私は可能かなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 庄山議員の御質問にお答えいたします。

急急的な対応を図るため、そういうシステム構築、配慮ができないかという御質問だと思います。もう御指摘いただきましたので、内規等で定めて整備等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 先ほどの庄山議員の御質問に対しての私の回答誤りでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

和学学童は、建設する前に菊水地域の保護者の方にですね、利用者アンケート、利用希望アンケートを取らせていただきまして、それに応じた今の80名程度の定数をもって運営させていただいております。おかげさまで定員いっぱい登録者数も頂いておりますが、運用しておりますが、町外の方々もどうなのというところがございますけれども、今後の検討課題ということで進めさせていただきたいと思っております。御理解ください。よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。

先ほど10番議員の御質問された中で、別表の件でお話ございました、御質疑が。時間外利用について、先ほど課長は休業日のみという答弁でした。私、第6条を確認してみましたところ第6条の第1号、これは開所時間の件で書いてありますが、第1号が授業の終了後から午後7時までですね。これが時間内ですね。それから、学校休業日及び夏季休業期間の開所日が午前8時から午後7時、前号に掲げる日における利用前号ですね、利用希望に応じた時間外利用が午前7時30分から午後8時までというふうに、午前8時までとなっております。ということは、時間外は休業日のままでよろしいということでしょうか。それとも開校日ですね、開校日は午後7時以降はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 高木議員の御質問にお答えします。

まず、時間外利用につきましては、第2号の休業日、学校休業日に該当するところがございます。あと、もう一点は、開校日、午後7時までというところで、その後預からないのかという御質問だったと思っております。午後7時までとなっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 4番、坂本です。

今回ですね、指定管理者への条例を改正ということで、現在、業務委託というような形で運営をされておると思っております。僅か9か月でこういう変更になった経緯をお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 指定管理から、今度、指定管理じゃなくて、変わったということの経緯をですか。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 坂本議員の御質問でございます。

令和2年度から民間のお力を借りてですね、業務をいただいております。令和元年度から、これを建設させていただきまして、急ピッチでその運用ができるように進めてまいったところでございます。実施するためには、何とか民間の力で委託という形の考え方しか、正直なかったところが、そういう話になります。

実際8か月運用をさせていただきまして、やはり一つの事業者に対してですね、包括的な施設の運営管理をしていただくためには、指定管理の設置のほうが望ましいというところの判断でございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 指定管理者の変更については、十分分かりました。

ただ、指定管理の期間、先ほど森議員からも質問がございましたけれども、今回は3年でプロポーザルをするということで、あとは、周りの動向を見極めてから、周りの状況を見極めてから行うということですが、その辺についてははっきり取決めをしとったほうが運営されている方も、される側もいいのかと思いますので、その辺はまた考えていただくことができるかなんか、ちょっとお尋ねします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今回は、一応3年という形をお願いしておりますが、3年以下にすることは、一応想定はしておりません。それ以上になるのかなという考えがありますが、動向を見定めてですね、今後の検討課題として捉えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 使用料金ですね、の滞納とか、そういう罰則規定はありますか。どうなっていますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

罰則規定等は設けておりません。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） それは、この中に入れ込んでおかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。
しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 秋丸議員の罰則の規定を設けたらどうでしょうかと、より収入が確実になるための目的だと思います。

今回の条例制定の中に指定管理者というのがございます。この指定管理者は、公募によつてですね、やるわけですが、指定管理者が決まりましたら協定書というのを結びます。契約書に似たような、あれよりももうちょっと詳しくずっと書きます。範囲とかいろいろですね。ですから、その中でですね、ここに利用料金、これは自治法にも書いてあります。指定管理者を設けた場合は利用料金を収受させることができると。ですから、今回、指定管理者が決まりましたら、そういう利用料金を納めたり、とったりですね。そんなのも指定管理者の責任としてですね、させることができるものですから、改めて、この条例の中にはですね、そういったものを設ける必要はないんじゃないかなというところで設けておりません。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によつて行います。

議案第84号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第85号 令和2年度和水町一般会計補正予算（第9号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第85号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 10ページ、一番上の不動産売却収入ですね。これは西小学校の1,550万円の件でございます。この件は93、94号にもありますが、住民の方からですね、何で1,550万円になったのかというお尋ねが、今でもあっております。私は納得のいくような説明をできませんので、執行部はどのように説明したらいいのか、住民にですね。それをですね、お示ししていただきたいと思います。これをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 質問の意味は分かりますかね、分かります。

ちょっとしばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えします。

今回、補正のほうで不動産の売払い収入ということで1,000万円と550万円のほうが計上してあります。この金額は一般質問等でもありましたとおり、公募型のプロポーザル実施要領に基づきまして、プロポーザルの審査を行いました。その中で、購入希望価格として提案事業者が出された金額が1,500万円、これに消費税が入っております。この金額というのは、事業者からの提案内容の中の活用についての基本理念や方針、また、事業内容、事業実施のスケジュール、運営方針や雇用方針、その他様々な事業の収支計画等を出された中に不動産鑑定価格で得た参考価格として上げた金額に対する購入希望価格ということで、総合的な判断で契約候補者を決定しております。その候補者のほうが購入希望価格等を出された価格を適正な価格ということで、今回の不動産の売払い収入ということで計上しているというのが現状となっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） それではですね、ちょっと住民の方に納得はされないと思います。

聞きますね。それでは、4,770万円という参考価格ですね、ありましたよね。これは先日の一

般質問等で10番議員のほうからいろんな方からですね、質問がありました。昨日の新聞にもそのことが載っておりました、熊日ですね。そういうことから住民説明会のときもですね、4,700万円っていう、その線が出ていたので、参考価格が出ていたので買えなかったと、諦めたという御意見もございました。だから、この参考価格というのがですね、契約の下限なのか、それともただの参考価格なのか。その公募をするときに、そこを周知できてたのかということも含めて、何のためにこの参考価格というのは出されたのか。これは不動産の鑑定価格と聞いてはおりますけれども、公募されたときにそれを応募したいなという方が、その対象の方がどういうふうに理解して受け止めたかというのを、ちょっと今、分かりません。その辺のところ曖昧になっていたと思います。

その今度の契約者の方がですよ、それを見てですね、4,770万円は、おれは無理だなと、でも、それで諦めた人もおるし、今度の方は4,770万円でもええよという覚悟の下で募集をされたのと私は思うんですよ。そして、その期間ありますよね。今度、ヒアリングをするときに、きたときに、私は1,500万円しか出せませんというなら、それは不公平じゃないですかね。だから、その辺のところですね、ちょっと曖昧なもので、住民の方からですね、いろんな方から何で1,500万円になったつねって、そんならだっでんそれはそがんと最初から分かつたらば、それはもっと公募のあったと思うんですよ。だから、その辺の経緯のところもちょっと不透明だし、もういけいけどんどんでもうとにかく早く貸したいから、処分したいからという、その思いは分かりますよね。私も、企業誘致に反対しとるわけじゃないですよ。むしろ積極的にやってくださいということですけども、その辺のところですね、どうも不透明で曖昧で、それが住民のですね、疑念になっているわけですよ。不信感になってるんですよ。そこを、私が聞かれたときにどう説明するかって、説明できんとですよ。

ただ、執行部はですね、応募があって、それで希望価格を出されたから、それでしました。その希望価格はいつ出さしたつとねって、最初から分かつつたつね。その辺がですね、ぴしゃっここでいってもらわんと、私も説明ができませんので、よろしくをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと秋丸議員、何を質問したいかをまとめてください。不公平とかじゃなくてですよ。何の質問を、気持ちは分かりますんで、何を答えさせればいいですか。

○7番（秋丸要一君） 町民から1,500万円になったわけをですね、聞かれるんですよ。だから1,500万円がいいよといったのはいつですか、そしたら。いつなったんですか、それ。その方は1,500万円、4,700万円よりも安くなると思って来られたのか。その辺のところ分からんけんが、聞きよるとですよ。

○議長（蒲池恭一君） 1,500万円にいつなったかということをお答えすればいいんですか。

○7番（秋丸要一君） どういう過程で、それがなったのかということですよ。

○議長（蒲池恭一君） 分かりました。それで受付します。大丈夫ですよ、いつなったかを。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） いつその金額を提示されたかっていうような回答でよろ

しいですかね。はい。一応、2月26日に公募型のプロポーザルの実施要領を出しまして、先ほど1回目のお答えでしたとおり、参加の提案書を、事業提案書を出されております。その中で、同じように提出書類の中で購入希望価格を提出してくださいということで、その事業に参加しますよと、事業者の方が提案された段階で、この購入希望価格というのは出されております。それを審査会を開きまして、先ほど言いました事業計画もしくは、その経営状況とか、いろいろなものを総合的に判断する中に、この購入希望価格も同じその項目として入れまして、総合的に判断して、契約候補者というのを選定しております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。最後ですよ、いいですか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 最初はですね、最初申込みがあった時点では1,500万円の希望価格を書いて出されたんですか、最初から。いや、だけん、普通はですよ。4,770万円って出しとんならば、やっぱり4,700万円が以上でなかと買えんとだろなあと、普通思いますよね、私も思います。そしたら、やっぱり今度の方は4,700万円でもいいけんって覚悟して申し込まれたんじゃないかなと、私は思うんです。

ただ、自分としては1,500万円しか払えないけどなっていう感じで出されたと思いますよね。だから4,770万円でもう売れたはずと、私は思うんですよね。それが1,500万円になっとるけんが、うんということですよ。だから、最初申込みされたときは、その方は4,770万円でもおれはいいよということで、私は出しなっと思ったですよ。違うとですか。その1,500万円でお願いしますいうてから、出さしたんですか、ほんなら。その時点で1,500万円でしか出せんけんが、お願いしますというてから、最初から出しなはったんですか。そこです、そこ。

○議長（蒲池恭一君） その部分でいいですか、質問。執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

何遍も重なりますが、実施要領の中で提案書の提出の中で、価格調整というのを設けております。あくまでも、今、秋丸議員が御質問になった4,700万円という、その参考は、あくまでも参考価格ということで、それも踏まえた上で、最初からその提案された事業者の方は1,500万円という、その自分の購入希望価格として出されております。

だから、普通の一般競争入札ならば、最低金額が幾らですよという表示になりますが、今回はあくまでも参考価格、この価格を参考にした上で、自分の事業計画では幾らになりますかという購入希望価格として、最初から1,500万円を出されております。後で消費税のほうは契約のほうで入るということになります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。補正予算書10ページ、款18、1項寄附金、1目寄附金、補正額2億5,070万円、節3ふるさと応援寄附金、これの説明、併せて12ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額2億5,000万円、7節報償費、11節役務費、24節積立金、これの説明を求めます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの齊木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、歳入のほうで、10ページのほうでふるさと応援寄附金2億5,000万円を増額計上しております。これは全協等でも話したとおり、11月末の今現在のふるさと納税の実績を踏まえまして、プラスの2億5,000万円、今回、増額をいたしまして、4億円の目標ということで歳入のほうを上げております。

続きまして、12ページの企画費、この中で報償費として9,750万円を増額しております。これは今、2億5,000万円歳入のほうが増えますので、その中で報償費のほうはふるさと応援の寄附金のもう謝礼ということになっておりますが、一つはお礼品になります。計算の積み上げの根拠としましては、1万円の寄附が2万5,000件、2億5,000万円増えるという想定で品物代が3,000円の2万5,000件分、これで品代としては7,500万円を見込んでおります。それに伴いまして、ここで送料が同時に発生しますので、送料のほうが今までの平均が約900円と設定をいたしまして、同じく2万5,000件を入れまして、2,250万円、合計の9,750万円を報償費として上げております。

続きまして、その下の役務費のほうで2,750万円、これは手数料となります。ふるさと納税を一括代行のほうで、今年度、業者のほうに委託しておりますので、同じく2億5,000万円増額しますので、これの一件当たり4.8%で、今回契約しております。それから4.8%を掛けるの消費税、この分で1,320万円の増額プラス楽天のサイトだけは別でいろいろ直接払う手数料がありますので、この分を1億3,000万円ぐらいの楽天の分が上がるだろうという予測を上げまして、ここが10%掛けるの消費税ということで1,430万円の増額、合わせて2,750万円の手数を上げております。

最後の24の積立金、1億2,500万円は、2億5,000万円、今度ふるさと納税のほう増額を見込んでおりまして、各種の経費を引きますと半分の1億2,500万円が今年度からつくりました基金のほうに積み立てて、町長一任事業、金栗四三顕彰事業、あいのりくん事業等に使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 質疑に関しましては、一般質問ではありませんので、簡潔に問うていただいてよろしいでしょうか。そして、思いはなるべく入れん、あってもいいんですけど、簡潔にですね、お願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） ただいま説明を受けました。

12ページの企画費の7節報償費9,750万円のうち7,500万円が返礼品、いわゆる和水町町内の物産品、いわゆる町内で管理をするお金ということで把握しました。僅か2年前の平成30年度はふるさと納税は744万円でしたので、すごいこれは増額になっていると思います。普通の商売、ビジネスですね、強いところはさらに強く伸ばし、弱いところには手当をする。もう当たり前のことだと思います。この補正予算の中でもいろいろありますが、

○議長（蒲池恭一君） 齊木議員、申し訳ありませんが、質疑です。もうちょっと簡潔に、質問もしてください。

○3番（齊木幸男君） このふるさと納税のですね、補正額がしっかり執行されるためには、町長のリーダーシップでですね、この役場の職員一丸となって頑張っていたいただきたい。そして、この予定どおりの7,500万円が庁内で管理するようにしていただきたい。その姿勢をですね、町長に意気込みを伺いたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ふるさと納税につきましては、今年度、急激な伸びが出てきているということで、非常にありがたいことだと思っております。

さらにですね、今後もそういう方向で伸びていくように、私どもも全力を挙げて対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 私も10ページのですね、土地売払い収入並びに建物等売払い収入の1,550万円についてお伺いします。

これを売り払った後から翌年度から発生すると思うんですけれども、固定資産税は年間幾らを見込まれているのか。

それと、先ほど7番議員が質疑された中でですね、当初から1,500万円で応募があつとつたやつを、結局資格者として認めてプロポーザルにかけたということですよ。それでは、余りにも不公平過ぎますよ。そういう文言を公募をする募集要項の中にいったのか、いってなかったのか。その2点お願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 池田議員の2点についてお答えしたいと思います。

まず、固定資産税の積算ですけど、今のところはもう公有財産ですので、固定資産はゼロとなっております。当然、今回建物、土地が民間のほうにいきますので、固定資産は上がりますが、詳細な数字については、まだ計上はしておりません。

2点目の価格について不公平じゃないかというような答弁が、御質問でございますが、実施要領の中では、購入、何遍も言いますが参考価格として事業計画と合わせた上で、その購入希望価格を提出してくださいということで書いておりますので、その1,500万円もしくは、その参考価

格の4,700万円とか、全てを提案として受け付ける予定でございました。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 固定資産税のですよ、試算もしていないって、おかしいじゃないですか。法人が何人を、従業員が何人おって、その方々が買われるというのは分かっているわけでしょう。もう法人税、一番低額になるかも分かんんですけども、幾らぐらいはなるという試算はできると思うわけですよ。売上、売上に対しての税金じゃないわけですから、最低限の試算はするべきじゃないでしょうか。土地に関しては、今、熊本県は1.4%ですよ。評価額にしての1.4%が多分固定資産税になっていると、私は認識しております。言うならば、結局、西小は土地代、土地の1万5,306.5平米、不動産評価価格が3,002万5,000円なってるわけですから、土地の固定資産税の試算はできるわけでしょう。そういうのも何もしない。ただ、1,500万円で向こうから言われた。それを応募資格として認めて、そういうばかげたことがあるもんですか。参考価格で4,470万円か、載せてるなら、それ以上のやつを応募資格として認めて、最初はそれで切るべきですよ。そして、希望価格が、それ以上の人だったら受けていいけれども、それ以下できとんなら、全部切るべきですよ。

だから、参考価格どうのこののじゃなくて、最低希望価格で載せるべきですよ。そうすると1,500万円で思とんなはる人は応募しなはらんわけですから。応募の仕方が間違うとるですよ。その点いかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 応募の仕方が間違ってるんじゃないかというような御質問でございました。一般質問等々でもお答えしましたけれども、学校跡地で今回4か所募集いたしました、これは町の貴重な財産であるということは、もう十分認識はいたしております。この財産、いかにこう地域の活性化なり、雇用の創出に努めていくかといったようなことから、ただ、価格が高ければよいと、売値が高ければよいということじゃなくて、町の活性化につながるような、いろんな提案を広く募集しようじゃないかというのが、大前提です。

この前もお話しましたけれども、仮に、金額だけを重視してしまいますと、果たして、その会社がどういう会社なのか、地元地域に貢献するような要素があるのかどうか。そういったことが全く判断できない可能性が残されております。こうしたことから、今回、学校跡地の募集につきましては、プロポーザル方式というものをとったところでございます。

先ほど来、非常にいろいろ審査基準じゃないですけども、金額のところを議論出されております。プロポーザルしますときには、その審査基準もきちんと公表はいたしております。その公表の、審査基準の中で、先ほど申しました事業内容なり、スケジュール、それと加えて購入希望価格というものを審査いたしますということで提示いたしております。その際、参考価格に対する割合に応じて配点をいたしますというところまで出しておりますので、我々としては、今回の学

校跡地の活用につきましては、このプロポーザル方式が最も適しているという判断の下に実施したところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、参考価格の比率によって応募者も選定することができるとおっしゃいましたけれども、最低価格を決めてたということですか。最低価格、一緒でしょう。何%までというならば、参考価格から何%の比率で応募資格があると認めるということであればですよ、最低価格を決める等々同じじゃないですか。だったらですね、はっきりそれを示すべきですよ。パーセンテージも示していないわけでしょう。こちらの希望としては、何%までは応募資格ありますよというような表現はしていないわけでしょう。

ただ、含む文面で書いてるだけでしょう。応募資格っていうのを明確にするためには、それは不適當ですよ。不適切です。もう一回この西小学校の売却については実施すべきですよ。本当は東小もと言いたいけれども、もう東小は契約が終わってるからですね、言いませんけれども。

そして、これは固定資産税の試算もできない。この方々は建物は壊さないということを言われているわけでしょう。ならできるわけですよ。固定資産税の評価も、積算も、それも何もしないで、ただ除却、管理費削減のためというような大義名分に基づいてですよ、1,500万円って、価格がどうのこうのと、余り言われておりますけどというような、こちらを指摘されますけれども、財産売却は価格ですよ。おたくの、自分の持ち物をですよ、売却するときに最低でもこれくらいだったらおれは売るって、それは決めるじゃないですか。決めんですか。そぎゃんうーばんぎゃあなことは、私はしませんよ。価値は4,000万円あるけれども、最低でもやっぱり半分ぐらいはと2,000万円ぐらいでなら手放してもいいと、それくらい決めますよ。それも何もしないで、ただただ向こうの希望価格1,500万円、それでいいですよって、パーセンテージも示さないで、それでいいですよっていうのは、何ですか。余りの応募者、一回はそういうことで切れればいいじゃないですか。参考価格より低かったら、そして、再度募集をかけるとか、そういう努力は何もしていないじゃないですか。財産を預かる責任者として資格失格ですよ。町民の財産を売却するわけですよ。1円でも高く売る工夫をするのが、責任者としての務めじゃないですか。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、質問ばちょっとしてもろていいですか。

○10番（池田龍之介君） もう一回、私は再募集をかけて、この件については白紙撤回をするべきだと思います。その点どうですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 先ほど来、申し上げましたけれども、今回プロポーザル方式ということで採用いたしました。

この採用、プロポーザル方式でやるかどうかに至りますまでに、ほかの自治体での学校跡地の活用状況等々についてもいろいろ調べました。

しかしながら、その一般的に想定するように、こちらのほうの思うような価格での取引といたしますか。そういったものにはなかなか結びついていないということ。それと、1円でも高くということであれば、もうこれは入札すれば、一般競争入札すればいいんだろーと思えます。でも、その方式じゃ、この学校跡地の活用は違うんじゃないかと、先ほどとまた重なって申し訳ございませんが、お金の、まず、1円でも高くという気持ちは全く一緒です。1円でも高くできれば売りたいと、それと同等、またはそれ以上に、この学校跡地がこれからの町の活性化、地域のためになっていくような、そういう活用方策を探したいということで、公募型のプロポーザル、民間からのノウハウ、創意工夫をいただきたいということで、オープンに募集したところでございます。ですから、そこのところだけは、しっかり御理解いただきたいというふうに思います。気持ちは一緒です。1円でも高くという気持ちは全く一緒でございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時29分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 改めまして、こんにちは。10番議員の池田であります。

ただいま議題に上がっております議案第85号「令和2年度和水町一般会計補正予算」について反対の意見を述べさせていただきます。

先ほども質疑いたしました西小学校跡地の売却についてでありますけれども、応募するときの不手際が物すごく見うけられると、私は思います。だから、この案件については、予算執行の停止を附帯条件とするならば、私は一般会計補正予算を反対するわけではありません。

ただ、この不動産売払い収入のみ執行停止ということで、附帯条件として反対をいたします。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 私は、議案第85号「和水町一般会計補正予算」について賛成の立場から討論をいたします。

先ほど、反対討論をされた議員は、歳入の財産売払い収入に関して特記して反対をされました。

全体の予算を考えた場合、附帯決議ということをしてはですね、拘束力ありません。私は、この歳入に上げてあります売払い収入について、公正に広く公募をされ、その中から選ばれたと、金額のみによっては選んでいないと。先ほどの質疑の中で、地域への貢献度が、一番大きなものではなかったかなと、配点としてはですね。

ただ、その中にも、評価額に対する希望購入額の割合によって点数化をされていると思います。その金額によって評価をされたものではないと、私は思います。そのほか、今、収入が伸びておりますふるさと応援寄附金の増額補正ですとか、新型コロナウイルス感染症に対する緊急的な対策の貴重な予算、重要な予算、住民生活に大きな影響を及ぼす予算が、この中にも含まれておりますので、全体として私は賛成すべきであると思います。

以上で、議案第85号案件に対する賛成討論といたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第85号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第86号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。議案第86号の歳入、5ページの歳入ですけれども、一般被保険者国民健康保険税が現年課税分で2,623万5,000円の減額となっております。これはコロナウイルスの感染症拡大により、住民の皆様方の納税者ですね、収入減により納付が難しくなって減額するのか、あるいは、対象者が減って減額するのか、あるいは、その理由がですね、ちょっと金額が大きなものですから、お尋ねをします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

提案理由のときに申し上げましたけれども、今年度の本算定による国保税の調定見込額の減額、それから新型コロナウイルス対策に関わる減免にかかる措置としまして、国、県からの交付金で

交付金を受け入れるため、その分、差額をですね、今回減額するものでございます。

ちなみにですね、今年度、新型コロナウイルス減免で、町内の被保険者12名の方をですね、減免の対象として措置しております。この部分が大きくございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第86号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第87号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第87号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第88号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 8ページですね、一般管理費、節の12の委託料、嘱託医委託料が200万円、また給食業務委託料が200万円減額になっております。その主な理由としては何なのか。

それと、3ページ、債務負担行為ということで、給食業務委託ということで1億2,822万6,000円が計上されておりますけれども、私の記憶が正しければ、今回で3回目の業務委託というようなことになりはしないかなと思いますけれども、この1億2,822万6,000円は、前々回、前回の委託料としてどのようになっているか。その比較は幾らぐらいずつになっているのかなと思いますので、まず、その点を説明をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、8ページの委託料の件でございます。この減額の主な理由の件につきましては、目の嘱託医及び給食業務委託、基本的にはですね、新型コロナの影響により、まず、上のほうの嘱託医の部分について、この部分につきましては、契約をいたしております町立病院のドクターのほうにですね、定期的に来ていただいて、利用者様を見ていただくという形になっております。この部分についても、今現在、新型コロナの影響により、できるだけですね、病院と特養の往復の部分を極力控えているような状況にあります。その中でですね、委託料の実質的な来られた回数が減っておりますので、その分を減額をしております。

それと、給食業務のところの部分でございますけれども、こちらの部分についても、同じように新型コロナの影響によって、特養、ショート、デイサービス、この部分についての利用者が減っております。その部分については、今回の歳入の予算でも減額を行っているところでございますけれども、そういった部分で見込んでおりましたところよりも、給食の部分も利用者が減っておる部分での差額で減額をしているところでございます。

それと、2点目の3ページの給食業務の債務負担行為の件でございます。

池田議員がおっしゃいましたように、今回、3回目という形になっております。この部分につきましては、当初ですね、すみません。昨年度で言いますと、前回、平成30年度のところでですね、業務委託をやっております。基本的に、きくすい荘の給食業務につきましては、平成29年4月から民間委託と、業務委託という形を行っております。その中で、過去2回において食事利用者様の食事代、朝御飯、昼御飯、夕御飯ですね、この部分についておやつ等を含めて、基本的にその単価は変わっておりません。基本的に、今回の部分についてもそのほかの基本料のところですね、管理費ですね。管理費の部分がですね、金額が安くなっております。

ちなみに、今年の現在の管理費がですね、月額約255万円という形になっております。今回、来年度からの部分につきましては210万円、218万円という形ですね、年間にすれば税込みで490万円ほどの基本管理費が安くなるという形になっております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 前回の委託料は、だから1,380万円ぐらいあったということで、1億2,800万円ぐらいあったということですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 新型コロナ、例年に比べてですね、今年度は特異的な年度でありますので分かりますけれども、嘱託医の方の定期検診というか、そういうのはやっぱりあるわけでしょう。回数を減らすということはですよ、その定期検診というのは減らせてないということですか。極力避けるというような拡散防止というような方法で、回数が減っているという説明だったと、私は捉えますけれども、入所者の方々の健康管理というのはいずれ、非常に大切じゃないかなと思いますのでですね、新型コロナの感染防止策としての一つの対応策ではありますけれどもですね、やはり入所者の方々に安心安全というような意識を持たせるためにはですね、やはり先生に御足労願ってですね、やはり健康相談なりをですね、開いたほうがいいんじゃないかなと、私は思うところであります。

それと、給食業務委託で前年からすると490万円、年間490万円ぐらい減額になっているということでもあります。この委託先というのは、もう決まったわけですかね、3回目も。まだですかね。多分まだでしょうね。ここに予算計上されているわけですから。1回目、平成29年から、この給食の業務委託が開始されているということでもありますので、1回、2回、3回、まだ3回じゃなくて、1回、2回は同じ業者だったと、私は記憶しております。今度3回目のあれで、まだ決まっていなくても、今、結局、言うならば募集をかけて相見積り等を取られた結果、その500万円、490万円ぐらいですね、年間安くなるということが判明しているものと思いますけれども、3回目もその業者というのは、何社来て、今、何社来ているのか。

それと、その中に1回目、2回目委託した業者も含まれているのか、含まれていないのか。それをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

今ですね、令和3年度からの業務委託について募集を行いました。そのところの部分で、申込みがあった業者については2者という形になっております。

もう一点目がですね、今まで委託をされたところが来ているのかどうかというところでございますけれども、その業者も応募があつておるといふところになっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。予算書の10ページの補正予算給与費明細書の中で、10ページに短時間勤務の会計年度任用職員さんお二方が減っていますよね。これは、コロナウイルスの蔓延により、蔓延じゃない、失礼。感染予防等で利用者が減ったので、お二人外れられたのか。あるいは、任期が来たのでやめられたのか。この二人が抜けたことによって、支障がないのか。お尋ねをいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） ただいま高木議員の御質問の件でございますけれども、10ページのですね、会計年度任用職員の職員数の件でございます。補正前の22名というところでございませぬけれども、これは当初予算で計上をしておりました人数となっております。この補正後の20名というのはですね、実質的に、今現在、勤務されている職員という形の人数という形になっておりますので、コロナ禍の影響で人数が、会計年度が減ったかというところではないというところでございます。

○議長（蒲池恭一君） それと、支障はないのか。そうか関係ないけんね。はい、オーケーです。ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 当初予算では22名を予定して業務に当たろうというふうにお考えになって、たまたま今年はですね、コロナウイルスの感染で利用者が減ったから、どうにか今、私は回っていると思うんですよ。このぜひ、職員の皆様のですね、御負担がこれ以上増えないように募集については、御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁要りませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第88号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第89号 令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第89号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第89号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第90号 令和2年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第11、議案第90号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第90号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第91号 令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第12、議案第91号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第91号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第92号 令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第92号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第92号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第93号 財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第93号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 議案第93号について判断、私自身のちょっと判断ができかねますので、ここで退場させていただきます。

○議長（蒲池恭一君） あのとときだけでもええばってん。決議のときだけでもいいよ。それまでも聞かない。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 午前中の一般会計補正予算のときも申し上げましたけれども、固定資産税の税額ですよ。それはいつ頃分かりますか。多分、計算されていないと思いますので。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、午前中ありましたとおり、固定資産のほうは1.4%になりますので、3,000万円の評価としますと、年間で42万円というところが出ております。

それと、法人税の場合は、一つ従業員数、資本金によって均等割というのがあります。それは一番最低のランクになると、一番下になると思いますので、年間で5万円になると思います。あとは、法人住民税につきましては、そのときの事業収入等によっては申告になりますので、その積算はその後になると思います。今のところは、そこまで提案書の中で計算を入れております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 多分、売買契約書というか、譲渡契約書になるのかな。それといろいろな面が想定されますので、協定書を結ばれると思いますけれども、その中、売買契約書、譲渡契約書、その協定書の中にですね、条項として何年間の転売を禁止することになっているのか。多分10年ぐらいじゃないかなとは思いますが、よければですね、それを20年、30年、長期にする考えはお持ちであるのかどうかを、お聞きします。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。要綱に出てくるのである。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、言われた内容につきましては、2月26日に出しました実施要領の中の跡地の活用に関する条件という項目で入れております。その中の一点が、事業開始から所有権移転の日から3年以内に事業開始しなければならない。または、開始から10年間はその事業、提案された事業をしなければならない。10年間は売買、贈与、交換、出資等による第三者に移転することはできないと、禁止事項と全部要綱に入れております。基本的にはもうこの要綱を全て入れた売買契約書、基本協定のほうを交わす予定としております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） その後、20年、30年は考えられないかというところは、副町長。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 転売禁止、今10年の予定のところを20年、30年という御意見ございましたが、今回の学校跡地4校同時にスタートしております。基本的には、もう今、考えておりますのは、もう10年ということで統一したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 雇用を生むことを想定するとですね、継続して事業をしていただきたいと、できるだけ長くですね、していただきたいという願望があるわけですよ。だから、今は昔は10年一昔とってましたけどですね、それを逆にとってですよ。20年、30年転売はお控えくださいというようなことですね、長年にわたり我が町にですね、寄与していただくような感じですね、転売においては20年、最低でも20年ぐらいにしていきたいと思うわけですよ。

そして、転売する前にはですね、町のほうに御相談いただきたいというような条項をですね、はっきり明確に入れてもらいたいと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 今回の候補者、これは池田議員、一番御心配の末永くという意味からいきますと、地元の方でございます。ですから、そこは条項の中に入れるかどうかは別にして、しっかり今の池田議員のお話と、私どもの思いは全く一緒です。ですから、そこはしっかり相手に訴えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 改めまして、こんにちは。10番議員の池田であります。

議案第93号「財産の減額譲渡について」の反対討論をいたします。

前回の東小学校跡地売却のときも反対討論をいたしましたことは、皆さん記憶にあられるものと思いますが、この学校跡地民間譲渡売却事業を進めるために、昨年度まちづくり推進課において不動産鑑定業務委託をなし、それぞれの学校跡地の売却参考価格を決定するに当たり、不動産鑑定業務委託料257万4,000円が執行されております。参考にし得る額が示されているにもかかわらず、それを基にした最低売買価格の設定もされず、実際の売却価格は参考どころか、その価格からは想像もできないくらい安さ、安価な価格で売却をされようとしていることは、明らかでありま

す。

売却価格決定の参考にする意図から、評価価格不動産鑑定価格が示されておるにもかかわらず、それらは完全に無視された形として先方からの購入候補である相手からの言いなりの価格で売却をされようとしております。果たして、本当にこれでよいのでありましょうか。執行権に対し、我々議会、議員に委ねてあるチェック機関としてのチェック機能も果たす役割が、果たすべきことが務めではないのではないのでしょうか。

今一つ、見詰め直し、結論を出すべきではありませんか。

私も民間への譲渡、売却にすることは反対するものでないということは、一般質問のとき明確に宣言をいたしておりますので、お分かりのとおりであります。

ただ、購入候補者選定に当たって、町有財産、ものを売却するときに不向きな公募型プロポーザル方式を採用され、説明を受けた後の感想においても率直に言って何ら工夫、努力の姿勢を感じることはありません。監査指摘にも経常収支の悪化解消、自主財源の確保における使命、これに対する努力を行うと遠くかけ離れた額での売却となる結果が、資料等の数字から一目瞭然であります。再度、最適な形式による処分方法において、実施し、町民の方々から預かっているものとしての最低条件を満たすよう努力をするべきであるということを、皆様に強く訴えたいと思います。

また、住民説明会においても、執行部側が提示した資料が余りにも情報開示における量、質ともに不足しているということは明らかであります。特に、数字的情報が不足を来していると言わざるを得ず、故意に伏せられているものと取らざるを得ないからであります。遊休化した施設の除却による管理費用の削減、企業誘致という餌、大義名分だけを強調したような、それだけを前面に押し出したようなやり方、言わばこそくなやり方であると言わざるを得ません。町有財産、言うなれば町民の皆様の財産であるので、その処分に対するプロセスに至っては隠し事なく情報開示をなし、町民の皆様に納得をしてもらえよう環境を提示すべきではないのでしょうか。

今回の分も含め、3か所で住民説明会が実施されておりますが、その説明会における情報開示は、先ほども申しましたけれども、それを満足させ得るものではないと、なかったとしか到底思われず、特に、数字的情報開示が満たしておらず、明確な数字の結果、選定におけるプロセス等を懇切丁寧に説明すべきであり、先日の一般質問の折、数字的損失を提示いたしました。改めて申し上げます。

今回の西小学校跡地の不動産鑑定価格は、土地敷地面積1万5,306.5平米、3,002万5,000円、建屋分の校舎1,744.9平米、1,030万1,000円、体育館680平米、737万4,000円、合計4,770万円、補助金返還分として拋出分4,827万4,000円、体育館分575万3,000円、プール関係分1,301万2,000円、合計の6,743万9,000円、それに令和3年度完済の起債分が、これは平成30年度末での額であります。1,059万3,000円、それを3年間分として案分いたしますと、1年分として353万1,000円となります。それに償還、補助金の償還は10年たてば戻さなくていいというようなことがありますけれども、起債分については、これはいいです。不動産、それに不動産鑑定額を加えた合計で1億1,827万円となります。それから補助金分を引けば3,270万円、それと土地代だけでも3,002万

5,000円から1,000万円引けば2,270万円の損失になります。この1万5,306.5平米、不動産鑑定というのは公示価格、それと周辺の実情価格を加味された額と、私は認識をいたしておりますけれども、平米単価1,962円と、不動産鑑定価格はなっておりますけれども、今、売却しようとする価格としては653円、約3分の1程度の価格にしかになっておりません。

私は、何も利益を出すまで駆け引きをなさないとまでは言いませんけれども、せめて不動産鑑定価格を参考にするくらいの努力はするべきだと思います。なぜなら、不動産鑑定業務委託料として支払った257万4,000円が捨て銭になっていると言わざるを得ません。これなら別に不動産鑑定を委託する必要はなかったのではないのでしょうか。先方の言いなりの価格で売却をするということであれば、ただただ時間と労力、それに予算の無駄遣いといえぬのではないのでしょうか。

また、企業進出とはまさに水物であります。例えば、事業展開が順調なときは、事業継続がいたされますが、ひとたび計画が頓挫という結果が出れば、退却もあり得ることです。この案件において、数字的に損失と思われる額を何年かけて回収ができると予想されているのか。それすら明確でないと、今までの執行側の答弁から予想をしますと、ないのではないかと思います。この事業を推し進める責任者としては、余りにもお粗末であります。行き当たりばったりの事業推進であると言わざるを得なく、責任者たる資格の欠落、再度、適正な方法を模索し、やり直すべき。

よって、この案件である減額による財産処分については、反対することを宣言いたします。

なお、最後に、議員各位におかれましても、短い時間、少ない時間ではありますけれども、いま一度、自分自身の心に問いかけ、悔いの残らない御判断をいたされますよう伏して、お願いを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 私は、議案第93号の「財産の減額譲渡（旧菊水西小学校・土地）」に関する賛成、議案に対する賛成の討論をいたします。

まず、プロポーザルの優先契約者の選定に当たっては、多くの評価をされ、それを点数化して優先候補者を選定をされたというふうに説明を受けております。もちろん購入希望価格も審査の1項目に掲げられ、評価額との提示された額との比較、割合によって点数化がされていくというふうに認識をしております。

主眼は、進出を希望される企業の事業展開あるいは地域への貢献度などによって、今後のまちの発展に寄与する事業者を選定されたものと、私は思っております。

今、土地に関してお話が、反対討論がございましたけれども、町では土地と校舎等の建物を含めて、一体のものとして募集をされております。この議案については、土地に関してでございますので、仮に土地だけを不動産鑑定評価額、これを最低制限として競争入札した場合、私は次のような懸念が生じるのではないかと思います。

まず、果たして応募者があるのか。あるかもしれません。これについてはですね、私、中部地方の事例があります。あえて自治体名は申し上げませんが、建物はゼロ円、それを条件に

土地のみを不動産鑑定評価額で公募をした自治体がございます。四つの学校跡地で公募開始から5年が経過しておりますけれども、今、停止をされております。売れていないということです。聞くとところによると、5年もたつて不動産鑑定評価額で募集をしてきたけれども、もう値下げを考えなければならないというような状況にある。

次に、競争入札に仮にした場合に、どんな事業者が落札するのか。不安ではありませんか。入札参加資格を設けたとしても、その企業の事業によって有害物質が排出されたり、あるいは、騒音を発する可能性がある事業者が落札するかもしれません。

また、もし、売却できない。希望者がいない場合にあっては、町が今後、管理をしなければならなくなり、非常に大きな負担を強いられます。

先ほども建物も含めてお話がございましたけれども、実は、これも自治体名は差し控えさせていただきますが、ある自治体ではプールは自治体で除却をしますという条件付の実施要領が出て公表されておりました。その自治体にあつては、本町では評価額が約3,002万5,000円ですね。その希望購入価格が1,000万円ということで、約30%、33%を提示をされております。

先ほど申し上げましたが、自治体名は申し上げられませんが、その自治体にあつては評価額の12%、土地が12%です。

それから、もう一点は20%です。額にして300万円程度、面積は1万4,300平方メートルということで、若干、西小学校のほうが広うはございますが、それと比較しても、私は非常に安いとは考えておりません。これからの町の発展に寄与する事業者を選定されたものと、私は信じておりますし、これからその事業者が町の発展のために貢献していただくこと。これは、これを期待し、皆様方の御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上で、議案第93号の賛成討論といたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第93号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時27分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第94号 財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 議案第94号「財産の減額譲渡」について判断いたしかねますので、退場させていただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時28分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 2点質問をいたします。失礼、6番、高木です。2点質問をいたします。

まず、先ほどから出ておりましたけれども、補助金ですね。これは10年間経過しておりますので、返還の義務はなかろうかと思いますが、その取扱いについて、まず、お伺いをいたします。

それから、2点目が小学校の建設に伴う起債等を利用されているかと思いますが、その起債残をお知らせください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） ただいま高木議員からの御質問にお答えいたします。

学校施設の財産の処分についてでございます。有償による財産の処分の場合ですけれども、こちら国庫補助終了後10年間経過しております。その場合におきましては、国庫補助相当額を学校施設のための基金に積み立てる場合に限りまして、国庫納付不要ということで国庫金の返還はございません。

また、そのためには文部科学大臣の承認が必要になります。その国庫納付相当額でございますけれども、その算定でございます。まず、処分する建物の補助金相当額、これの算定でございます。残存する補助金の相当額になります。

まず、お尋ねの分ですけれども、校舎に関しましては国庫補助額が1億2,681万2,000円ございました。これに対しまして、処分制限期間が60年ございます。残存の年数が23年ということで4,861万1,266円の返還というか、相当額がございます。

そして、また体育館でございます。こちらが処分制限年が40年、そうすると残存の年数が2年ということで、226万3,050円の積立て相当額がございます。合計いたしますと5,874万316円の補助金の相当額がございます。それに対しまして、もう一つ計算の方法がございます。こちらは譲渡する補助金ですね。譲渡額に対する補助金の算定ということで、これは譲渡額に対しまして建物ごとにやはり補助金の相当額を算定いたします。その場合、校舎につきましては209万4,893円、そして体育館に関しましては70万6,692円、計の280万1,585円ということになっています。

それから、プールについてでございます。プールにも同じように補助金の相当額がございます。まず、処分する補助金の相当額、残存の部分でございます。それが1,022万3,766円、これに対しまして、譲渡額に対する補助金相当額、こちらが25万5,650円ということで、合計いたしますと積立額が305万7,235円ということになります。この納付額の相当な扱いですが、相当額扱いに関しましては、この二つの金額を算出いたしまして文部科学省のほうに、事前に協議しております。

そして、廉価のほうの金額を国庫納付相当額ということで、これは貸付というか、交付する額、文科省のほうから見て安いほう、低いほうの額が国庫納付相当額ということになっております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長か、起債は。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 失礼しました。これはいつ現在。今現在、本日現在の起債残です。536万3,974円でございます。失礼いたしました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 今の説明で補助金は分かりました。計算上、安いほうの額で算定をして、それを基金に積みなさいということで理解をいたしました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 7番、秋丸です。西小の住民説明会の中でですね、隣に住んでいらっしゃる方がですね、災害、台風ですね。台風のとくに、この校舎のですね、瓦が飛んで被害を被るおそれがあると、過去もあったと、そういうことを訴えられたわけですね。その点についてですね、契約者の方とこの点について何か協議をなされているか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、住民説明会の中で体育館の、校舎の瓦等が飛んだときの補償とかというお話が出ました。当然、その中で契約候補者のミドリ様のほうからも対応のほうはきちっと行いますというような返事がされております。お話し合いというかですね。

それから、協定書の中では、当然、災害の基本協定というのは結びますが、そういった事故と

か、突発的な自然災害、それはそれが発生したときに隣の方と同じようにどこで発生しても話合
いの場は設けていただくというような形で、候補者の方とはお話をしているところです。まだ詳
細なことは決めてはおりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 秋丸です。ということは、今から契約をした後には、当然、その契約者
が賠償するわけですね、もちろん。契約するまでは、こちらのほうが、町が賠償するというこ
とですね。それはもうそういうことですよ。それでいいんですかね。その話についてはあるん
ですね。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時36分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

当然、仮契約、本契約が終わりましたら所有者のほうが、町からその契約候補者になります
ので、その段階でそういった補償等の名義が変わるということで考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。先ほど基金を積み立てなければならないというこ
とでありましたけれども、その基金額がですね、売却額よりも相当多かったような記憶、聞いた限
りでは多かったように思いますけれども、その原資はどこから持ってこられますか。

○議長（蒲池恭一君） 多かったつ。おれ、少なかったろう。

執行部の答弁をお願いします。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 先ほど申しました基金の積立額ですけれども、建物に関しまして
は550万円の売却額ですね。基金の積立額に関しましては305万7,235円以上の基金の積立てを行
うということになります。ですから、売却よりも少ない額での積立額になります。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 確認ですけれども、その基金の積立ては補助金の返還額についてのみ

ですか、それとも起債残についても積み立てなければならないのですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 補助金額についてのみでございます。

そして、契約後、その1年以内ということになっております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ちょっと待ってください。今んとは質問されとらんやったですよ。のみですかと聞きなつたでしょう。そうですか。すみません。なら私が勘違いしました。

総務課長、答弁をお願いします。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 起債につきましては、繰上償還になります。積立てとか、何とかじゃございません。繰上償還ということです。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、失礼しました。

ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） となるとですよ。土地並びに、この建物の売却が1,550万円、その中でですね、補助金の返還はしない代わりに、積立て、基金の積立てをしなければならない。それが約300万円強ですね。そうすると、起債の残高については繰上償還をしなければならないということは、合わせて850万円超えの額が必要になってくるわけですね。そうすると、それを差し引きますと700万円ですよ。売却価格は700万円ですよ。とてもが、私は思えん。本当にいいんですか、700万円ぐらいで売るということで。どうしても、私は納得できません。その点いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長、そこ大丈夫ですか。そのそこは執行部として、しばらく休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時45分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員のあの起債の償還残どうですか、その価格でどう考えて、購入希望価格としたかということと思いますが、その件につきましてはプロポーザルの中では、不動産鑑定金額のみを参考価格として入れております。

しかし、何遍も言いますが、プロポーザルの中ではそういった、先ほど学校教育からあったよ

うな補助金の残とか、今、総務課からあったような起債の残とかというのも資料として手持ちに持っておりまして、それを踏まえた上で事業計画または今度、提案された内容等とプラス、その不動産鑑定価格等が、のみしか参考価格は出しておりませんでした、その中で購入希望価格を出していただいて、今回、契約候補者としております。

それから、結論からいいますと、この金額に対しては、その起債で1か所を管理しないといけない分とか、また、補助金が積立てをせんといかん分とかですね、それを踏まえた上での金額として認識して、この提案のほうをしているところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後2時27分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

池田議員におかれましては、3回という規定の中で過ぎましたけども、今回、私の判断により、もう一回だけ質疑を許可したいと思います。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。今、議長のほうから特別に1回許すと許可が出ましたので、休憩時間中、質問していたやつの答えがですね、まだあってませんので、再び質問をしたいと思います。

結局、起債は繰上償還しなければいけないと。その額、それと補助金関係については、基金の創設をして積み立てなければならぬと。言うならば、そこに800万円から900万円、お金が要るわけですね。そうすると、1,500万円でするとする中でですね、その分をもし仮に引くならば、700万円か。約700万円ですと売却するのと一緒じゃないかということをお休憩時間中ちょっと投げかけたと思うんですけども、その回答をですね、頂いておりませんので、その点を御回答いただきますよう、お願いします。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長。執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 池田議員が、仮に引くならばと、起債をするならばというようなことと、おっしゃるとおりの金額になると思います。起債の額も、先ほど申し上げました536万3,974円、西小ですね、でございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 池田君

まず、原案に反対者ですよ。賛成かなと思いましたが。

○10番（池田龍之介君） 改めまして、こんにちは。10番議員の池田であります。

ただいま議題になっております、議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校の建物）」ということでありまして、これについて反対討論をいたしたいと思っております。

執行部側からですね、ただいま休憩時間中、全員協議会を開いていただきまして、説明をいただいたところではありますけれども、説明された分については、私も理解をいたしました。

しかしながら、このやはり減額するのをですね、いま一度立ち止まってですね、検討する必要があるのではないかなと思うところでもありますので、ぜひ、いま一度立ち止まって、この西小並びに今後出てくると予想されます南小についてはですね、再度検討をしていただけないかどうか。もう一度検討方をお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。

ただいま議題となっております議案について賛成の立場から討論をいたします。

先ほどは土地、今回は建物でございます。先ほど頂いた資料で、再度確認をいたしますが、先ほど補助金の残305万7,000円、これは基金に積んで学校の施設維持に使う基金に積み立てるということ。

それから、起債の536万3,000円、これについてはですね、譲渡しようが、そのまま置いとこうが、いずれ返さなければならぬものでありますから、私は池田議員の考え方とは、ちょっと違います。これは差し引くべき金額ではないというふうに思います。

ですから、1,500万円丸々残る。ただ、起債分は残分は、いずれにしても返さなければいけないものですから、私はちょっと考え方が違います。

それから、ここに管理費が200万円とおおむねでしょうけれども、これを仮に学校存続させた場合にですね、これから大規模改修修繕等が発生すると思っております。地震・台風等々によって建物が傷み、危険にさらされた場合、住民の生命や財産に被害を及ぼす可能性もありますので、これから、例えば仮に10年置いたとして、2,000万円かかる。それに大規模改修をすると、修繕を加えると、それでは済まないのではなかろうかと。購入者の希望者の不動産鑑定価格と譲渡額の差が土地と建物で3,270万円、計算いたしますと、ほとんど変わらないというふうに、私は理解をいたします。今後5年、10年置いたとしてですね。

そのようなことから、この建物がまだ使える状態のうちに、購入希望者があるのであれば、地域貢献をするというふうにして提案をされたものでございますので、私はこの議案に対して、賛成をいたします。

どうぞ、議員の諸氏の皆様、御理解をいただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 皆様、改めまして、こんにちは。4番議員の坂本でございます。

私は、議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校）」賛成の立場から討論を行います。

伝統のある旧菊水西小学校は、令和2年3月をもち閉校し、閉校後の今、9か月目を迎えておりますけれども、今現段階で管理費用は発生をしております。

また、9月28日に開催されました旧菊水西小学校跡地活用事業住民説明会の質疑応答の際に、西校区代表区長より、旧西小学校は西校区唯一の公的機関であり、愛着があり、これまで草刈り等は地元で補ってきたが、これからミドリさんが草刈りをしているのか。また、西校区のコミュニティ活動や区民運動会を開催した場合に、貸出ししていただけるのかとの質問に対し、有限会社ミドリ様の代表は、乗用草刈り機等も持っていますので、しっかり対応をしていきます。地域に開かれた場所にしていきたいので、教室やグラウンドの貸出しは可能ですと答弁をされております。

また、この議案は建物についての議案でございますけれども、会員30名のグラウンドゴルフの代表の方がグラウンド等の貸出しは可能でしょうかとの質問に対しまして、有限会社みどり様の代表は事前に予約していただければ調整し、貸し出しますとの答弁に対しまして、回答を聞き質問者から安心して眠れますとの感謝の気持ちも伝えられており、理解されたことと感じております。

今回の減額譲渡先、有限会社みどり様は、和水町の主幹産業である農業の担い手でもあり、泥により農薬散布も行われております。現在、西校区全体で440超の水稲が西校区の方以外も含め88戸の農家により作付をされています。今後5年、10年先農業者の高齢化による耕作放棄地の増加対策のためにも、また、気象変動により年々病害虫が発生し消毒回数も増加をしております。

また、この防除対策のためにも、私も地域住民の声、また農業者の声を強く農業者としても強く期待をし、私の賛成討論といたします。

どうぞ、御理解ください。

○議長（蒲池恭一君） ほかに討論ありませんか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時41分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第95号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第95号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第95号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第96号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第96号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第96号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第97号 指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第97号「指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 同じような案件で95号、96号で出ておりましたけれども、その指定期間がそちらは3年間になっております。この案件については2年間になっておりますけれども、その2年間にされた根拠というのは何でしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 池田議員の質問にお答えをいたします。

さきの全協のほうでもですね、事前にこの期間のほう御説明しておったかと思いますが、この温泉施設等の補助関係のですね、最後の何ていいますか。残と申しますか。起債ですかね。そちらのほうの期限が、あと2年度ということで、この2年間のうちにですね、今後の方向性を検討していくために、この2年間の次の指定管理の期間としたところ です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） あんまりですね、今のちょっと聞こえなかったからですね、あれですけども、2年間でこの施設等々に使われた補助金関係が2年間で終わるというような感じじゃなかったかなと思うわけですね。

それで、その後、検討するということを言われましたけれども、結局、民間売却、譲渡売却等も検討される課題としてお持ちでしょうか、お持ちでないでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 池田議員の質問にお答えをいたします。

今後ですね、この2年間のうちに詰めてはいきますが、検討をしていくというところでございます。

○議長（蒲池恭一君） それも含めてですね。今、言われた売却も含めて。

○商工観光課長（大山和説君） そうです。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） だったらですね、私は、その2年間じゃなくて、3年間でもいいんじゃないかなと思うわけですね。指定管理の締結年限、継続というか、指定期間2年にするんじゃないかと、3年でも結構じゃないかと。なぜかというです、その2年にするというならば、大体こういったことがあるから2年にするというのが普通でしょう。今から検討するって、もう民間譲渡を第一条件として2年間としますといったほうが、私ははっきりした、よかって思うんですけどですね。

それで、私が、なぜ3年間にしてもいいんじゃないかと言ったのはですね、今、指定管理としていただいている丸美屋さん、その方に、まず打診をするような期間を1年ぐらいおいて話をするとか。そういったこともできるんじゃないかなと思うわけですよ。今まで丸美さんが指定管理になって何年ですかね。3回目かな。3回目ぐらいの継続なりはせんかなと。そうすると、もう6年、6年はされているわけでしょう。今年度いっぱい6年かな。今回が3回目だから。そうすると、それくらいやはり指定管理としてですね、一生懸命に努めていただいている関係上ですね、優遇措置じゃありませんけれどですね、もし、民間譲渡する場合はどうですかというような打診をするとか。そういった期間をですね、設けてやっってもいいんじゃないかな。そうすると3年にしとけば、1年間そこにあきますので、1年間ぐらいで丸美さんが検討されるという猶予期間を与えるといえればあれですけどもですね。やっぱりそれくらいのことはしてやるべきじゃないかなと、私は思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時50分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

池田議員に発言を許します。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番池田です。今、御指摘、休憩時間中御指摘がありましたので、3回目の質疑については取消しをお願いしたいと思います。

その許されるなら、3回目の質問としてですね、今から発言させていただけるならと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 許可いたします。

○10番（池田龍之介君） 今後、そういう2年後、そういう考えがあるということでもありますので、精いっぱいですね、やっぱり最善の検討に検討を重ねていただきますように、お願ひを申し上げて、私の質疑とさせていただきます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁は大丈夫ですか。したがいいですか。答弁は。

執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員の御提案に対しましては、真摯に受け止めまして検討してまいります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第97号「指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第98号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第98号「町道の路線認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番池田です。今、議題になっております町道の認定についてでありますけれども、多分これは今、国、県によってですね、道路改良が計画されております。江田四つ角の交差点の道路改良に対して、付随するような工事じゃないかなと思うわけですね。この町道認定された後、この工事は県費でされるのか、それとも、やはり町道だから、町の町費でされるのか。そこのところをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

県道四つ角、県道部分はですね、当然、県のほうでされます。この付随するこの代替道路、町道としましては町のほうで工事をしたいというように考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） これは、交渉次第ですよ。県、国のお金でやってくれて、道路改良をするおかげで、結局、町道がぶつんと打ち切られるわけですよ。今まで通っていた道が、その解消策として新たに町道を認定して、工事をせやんからというようなことですね、よければですね、やはり国、県のお金にですね、やってくれんかなと。これは結局、道路改良に伴う

附属というか、つけ足しの工事になると、私は考えるわけです。だから、そのところをですね、強くやはり県とか、国に交渉していただいでですね。何とかそちらのほうでやっていただくような努力をですね、してほしいと思いますけれども、よろしく願いしときます。

○議長（蒲池恭一君） 町長答弁しましょうか。

町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） これは、もう代替道路で池田議員が言われますように、現に今あるやつをつけ変えると、もう県道の改良に伴ってのことですので、それは当然、私もこれは町でよりも、それは県でやっていただくのが筋じゃないかなというふうに思います。

県当局にもしっかりとお願いをしまして、少しでもそっちに近づくようにですね、努力をしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第98号「町道の路線認定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時12分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第99号「工事請負変更契約の締結について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。議案第99号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第99号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第1、議案第99号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） ただいま議題となりました議案第99号「工事請負変更契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年7月7日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和2年12月11日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

1. 工事名 和水町総合グラウンド整備工事。
2. 工事場所 和水町前原地内。
3. 変更前の契約金額税込みで2億1,780万円、変更後の契約金額税込みで2億3,332万3,117円、変更増の金額税込みで1,552万3,117円でございます。
4. 契約の相手方 熊本県玉名郡長洲町大字原赤字堀越1530の1、興亜建設工業株式会社 代表取締役 末吉益美でございます。

提案理由につきましては、和水町総合グラウンド整備工事について、変更設計による請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

変更工事の概要につきましては、第1グラウンド内の工事において、既設側溝の敷設替えによる雨水排水溝の増、グラウンド舗装における土工及びプレ舗装工の増、給水管布設替えによる給水設備工の増、国旗掲揚台設置による増などです。

これらの工事を追加することにより、元のグラウンドと同等の機能に原状復旧し、t o t oの助成事業及び民地開発連絡調整を完了させるものであります。

なお、既設側溝の敷設替えに必要な自由勾配側溝が受注生産であり、納品まで1か月程度の期間を要することから、工期を17日間延長し、令和3年3月15日までとするものであります。

簡単ですが、以上で、提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 2番、白木です。先日の全協でですね、この工事請負変更契約の締結に

についての説明があったわけですね。変更する工事の内容と、なぜミスが起きたのかなど、理由は私なりによく分かりました。

またですね、そのときの中で、t o t oの期限が迫るといったことから、もうむやみに反対することもしませんけども、月曜日ですね、総合グラウンド特別委員会の中で話されたことですが、職員のミスはもう大問題ですね。どうしても、見抜けなかったとか、見つけられなかったとか、気づかなかったとかですね。それもありますけども、専門職でない職員とか、また社会教育課にですね、全てを任せるのはちょっと間違いの元ですし、酷ではないかと、私はちょっと思いました。

こういった大きな事業をする場合はですね、せめて専門職の職員を配置するとか、また、専門の業者に委託するなどの配慮があってもよかったのではないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 今回のあの追加補正の理由、白木議員のほうから言っていただきました。もろもろの意見真摯に受け止めたいと思います。

なお、社会教育課に全てを任せてという言葉も、ちょっと聞かれましたけれども、しっかりとですね、これは3年ほどたっております。その間、建設課の職員、単価の見直しですね、毎年変わりますので、そういったことをしっかりと打合せをしております。その上で、今回の追加補正という形になりましたことを、まずは、もうお知らせしております。

ほかの課にもですね、建設課も随契から何からですね、業者の選定、建設課としっかりと、事前協議をして設計のやり方をですね、そういったこともしっかりと打合せをしてやってくれと、これはもう再三言っていることでございます。

ただ、これだけの大きい事業になりますとですね、監理のほうを確かに業者ということは、議員おっしゃられるとおりでございます。職員の専属を置くと、これも一理でしょうけれども、職員もですね、経験をして失敗もありますけどですね、決して無駄ではない。業者を捕まえてですね、言葉の意味から何からしっかりと教えていただいて、図面の見方、記号の意味、そういったことを実際せないかん。それを今、指導をしっかりとしております。できないことは僕はないと思います。

ただ、何回も言いますけども、余りにも大きいのはですね、監理をやっぱり置くべきところでございます。

議員の御意見を真摯に受け止めたいと思います。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 建設課とうまく話合いをしてできていて、こういうことになったんですから、こういう事態になっているんですよ。

先日ですね、この公共施設、個別施設計画の素案が示されたわけですけども、これから我が町

の多くですね、公共施設がですね、30年以上経過してですね、今後、大規模な改修とか、修繕が必要になってくるわけですね。そういった場合にですね、もうこのままの体制でいければ、また同じようなことが起きるんじゃないかと、私はそれを危惧するんですね。

また、そのたびに執行部の方々が全協なんかで頭を下げられて、それだとですね、議員がもう期間がないからとか、そういうので全部承認すると思われたら、ちょっとたまったものじゃないですね。だから、そういうことに起きないような努力。そういうことをちゃんと考えてですね、今後はそれなりの対処というか、改善をですね、真剣に考えてお願いしたいと思います。どうぞ。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議員の御意見真摯に受け止めて、なお一層のですね、こういったミスが出ないような対策を、具体的に打ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。この工事請負変更計画についてです。

口頭ではですね、工期の延長を17日間延長しますということと言われましたけれども、工事請負契約書の中には、その工期の延長も入るわけですから、こうやって書面で残す場合は、ぴしゃっとやはり工期の延長も明記すべきですよ。私はそう思いますけど、どう思われますか。

○議長（蒲池恭一君） 休憩しますか。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時24分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、7月7日に議会の議決をいただきました工事請負契約の議案につきまして、契約の金額、工事名、相手方、そして場所を議決いただいているかと思えます。

したがって、工期については、今回仮契約の中で変更をさせていただいているものですから、説明の中で説明を申し上げたというところでございます。法的には、議案として、議案書の中に位置づける必要はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 結局、工期も変更するわけでしょう。変更するなら変更契約の中の一部じゃないですか。我々がこれを見てですよ。工期の延長はないと思うだけじゃないですか。

工期の延長も変更するなら工期の延長も記載すべきですよ。それが本当の契約変更でしょう。契約書にうたうわけでしょう、工期を17日間延長しますという期日を、なら載せるべきでしょう。変更、これは不備な変更契約ですよ。議題と上がること自体が不備ですよ。私はそう思います。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 池田議員の御意見、もう何度も言いますが真摯に受け止めたいと思います。

ただ、これを書かなかったことで、この議案書がですね、法的に無効になるというものじゃございませんけれども、次回からその辺、その法的の云々じゃなくてですね、きちんと載せてまいりたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） その点、本当よろしく願いしときます。

それでないと、我々が契約変更って、なら期日は何もなかったつかいというような誤解を生むわけですよ。後で見たとしても、一目で分かるような契約変更の項目は、やはりぴしゃっと記載すべきだろうと、私は思いますので、今後はよろしく願いしときます。

それとですね、これはもう言おうか、言いまいかと迷ってましたけれども、よくハウレンソウという言葉ありますよね。報告、連絡、相談。それをまとめてハウレンソウとよく表現されますけれども、この案件についてもですね、報告がもう少し早ければ、この工事が終わって、あとのシヨウの仕事に、そう期日的にも支障がないということ委員会の中で説明を受けておりますけれども、もしそういった支障が起こるようなことになりかねないわけですよ。最後の町長というか、まず、言ったのは、最初報告が、連絡が来てからですよ。二十日ぐらいたった後というようなことを聞いたわけですよ。もうそこに二十日間のブランクがあるわけですよ。もうちょっと早く、業者からこういったことがあります。自分でやっぱり判断できなかつたら、上司に報告して、相談するのが普通だろうと思うわけですよ。それをただメールで来たただけでってような感じでほったらかす。それが二十日間のブランクを生んでるわけですよ。非常にですね、今、何かそういうのが多いじゃないですか。だから、もう少しですね、やはりハウレンソウという言葉ですね、よくよく理解していただいて、徹底してほしいと思います。よろしく願いしときます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁は、答弁しましょうか。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員から御指摘の点につきましては、全くそのとおりかと思えます。やはり連絡、ハウレンソウ、これは基本ですので、常日頃からこの辺については、職員の皆さん方には機会あるごとに訴えておるつもりですけれども、今回このような事態になり誠に申し訳なく思っております。今後こういったことがないようにですね、しっかりと気を引き締めて対応するようにですね、対応、職員の会議あたりでもしっかり取り上げてまいりたいと思います。大変失礼いたしました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第99号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第20 閉会中の継続審査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第20、「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

厚生建設経済常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

厚生建設経済常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって厚生建設経済常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第21 閉会中の継続調査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第21、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(蒲池恭一君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月7日の開会以来、本日まで五日間にわたり、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位の真剣な御審議により、適切妥当な結論を得たことであります。御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より御礼申し上げます。

町長を初め町執行部におかれましても、常に真摯な態度を持って審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、議員各位から述べられました意見、要望等につきましては十分考慮され、事業の執行に生かされますよう切望してやまないところであります。

また、現在第3波といわれる新型コロナウイルス感染症に関しましては、医療提供体制が逼迫し始めている地域が出ております。医療が瀬戸際に追い込まれている大変困難な状況となっており、さらなる感染者を増やさないよう、我々一人一人が日頃において慎重な行動を取らなければなりません。その行動こそが新型コロナウイルス感染症の最大の感染拡大抑止策ではないかと考えます。現在、コロナ禍の影響で自粛制限がありますが、先を見据えてしっかりと行動し、この国難をみんなで乗り切ろうではありませんか。

これから寒さも一層と厳しさを増しております。諸事御多用のことと存じますが、十分に御自愛いただき、皆様と共に、町民の皆様方と共に輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます。

以上で、閉会の御挨拶いたします。

これをもちまして、令和2年第4回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員